

令和6年度 第1回平塚市障がい者自立支援協議会こども部会
医療的ケア児支援分科会次第

令和6年（2024年）5月23日（木）
10時30分～11時45分
Web会議

- 1 あいさつ
- 2 医療的ケア児支援等の状況について
 - (1) 令和5年度 of 取組状況について
医療的ケア児等コーディネーターの活動実績 ……資料1
3月4日座談会
 - (2) 令和6年度 of 取組について
在宅レスパイト（制度説明・相原CD事例紹介） ……資料2
医療的ケア児等コーディネーターの役割（森CD事例紹介）
……資料3-1・3-2・3-3
座談会について（寺澤CD） ……資料3-4・参考資料1
- 3 情報共有
 - 【保健福祉事務所】
虹の会について
医療的ケア児（乳幼児）の実態把握調査
令和6年度の計画・講演会・研修会について
 - 【保育課】
医療的ケア児の保育所等受入れについて ……参考資料2-1・2-2
 - 【障がい福祉課】
あんしんネット ……参考資料3
日常生活用具（非常用電源）
 - 【災害対策課】
個別避難計画・福祉避難所・研修について
- 4 その他

以上

平塚市医療的ケア児等コーディネーター配置事業活動実績（令和5年度）

1 個別対応の人数等

	相談支援センター ターバあす	しせん相談室 ひらつか	すくすくばあ す(看護)	計
来所相談	21	5	3	29
電話相談	82	250	65	397
訪問相談	12	21	3	36
同行(病院・施設等)	5	6	0	11
電子メール等	49	13	33	95
その他	1	4	2	7
個別会議への参加	6	7	11	24
計	176	306	117	599

2 年齢

医療的ケア 重心	新規(人)			継続者(人)		
	あり		なし	あり		なし
	あり	なし	あり	あり	なし	あり
0～2歳児	1	3	0	0	1	0
年少～年長	5	4	1	7	1	2
小学生	5	4	0	20	24	0
中学生	1	0	0	4	0	4
高校生	4	0	2	52	4	13
計	16	11	3	83	30	19

3 相談内容

医療的ケア 重心	新規(人)			継続者(人)		
	あり		なし	あり		なし
	あり	なし	あり	あり	なし	あり
生活・家族	2	2	0	19	5	2
サービス(通所)	1	4	0	42	7	5
サービス(他)	12	3	1	78	0	12
保育園	0	0	0	0	0	1
幼稚園	0	2	0	0	0	0
学校	0	6	0	19	45	5
きょうだい児	0	0	0	2	0	0
病気・医療	1	1	0	24	19	1
看護・リハビリ	1	0	1	1	2	7
その他	1	0	0	11	16	0
計	18	18	2	196	94	33

4 相談者(延数)

	相談支援セン ターバあす	しせん相談室 ひらつか	すくすくばあ す(看護)	計
保護者・家族	76	103	14	193
医療(看護)関係者	2	30	3	35
相談支援事業所	0	5	2	7
行政(県)	4	5	3	12
行政(市)	0	41	4	45
保育・教育関係者	2	41	11	54
サービス提供機関	0	73	1	74
その他	0	8	0	8
計	84	306	38	428

5 相談者（延数）

連携先	相談支援センターばあす	しせん相談室ひらつか	すくすくばあす(看護)	計
訪問看護ステーション	18	9	2	29
医療機関	12	7	3	22
健康課	0	0	0	0
保健福祉事務所	7	2	4	13
児童相談所	2	1	0	3
相談支援事業所	3	6	1	10
通所サービス事業所	23	26	2	51
介護サービス事業所	6	14	0	20
保育園・幼稚園	0	0	1	1
小・中学校	0	5	5	10
特別支援学校	5	20	3	28
子ども教育相談センター	1	5	6	12
市関係部署	6	22	4	32
県コーディネーター	0	0	0	0
他市	0	1	0	1
その他	13	8	1	22
計	96	126	32	254

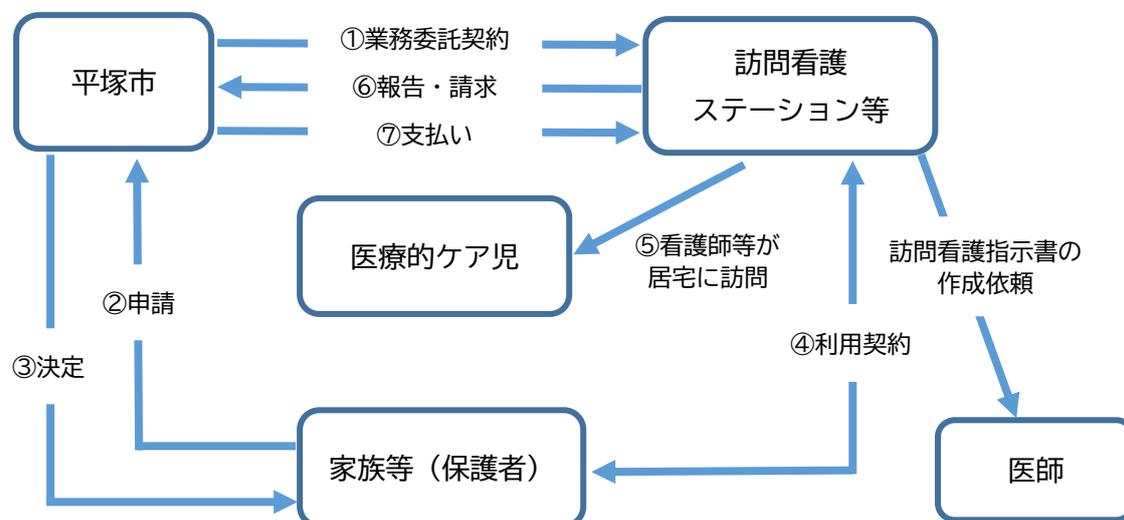
6 会議等参加回数（延数）

	相談支援センターばあす	しせん相談室ひらつか	すくすくばあす(看護)	計
個別支援会議 (ケース会議含む)	6	5	7	18
関係機関調整会議 (個別以外の会議)	2	0	4	6
コーディネーター連絡会	5	7	5	17
分科会関連の会議	6	5	7	18
県コーディネーター会議	0	0	2	2
講演会・研修会	0	2	0	2
講演会・研修会（講師等）	1	0	0	1
その他	4	7	5	16
計	24	26	30	80

平塚市医療的ケア児在宅レスパイト事業

こども家庭課こども発達支援担当（令和6年5月）

1. 事業イメージ



2. 目的

医療的ケア児及びその家族等に対する支援として、訪問看護ステーションやその他の訪問看護を行う事業所又は指定障害児通所支援事業所（以下、「訪問看護ステーション等」という。）の看護師等が、在宅で生活する医療的ケア児へ医療的ケアの提供及び介助を行うことで、家族等のレスパイト（休息）を図ることを目的とする。

3. 実施主体

平塚市が訪問看護ステーション等に業務委託して行う。

4. 対象者

次の全てに該当する医療的ケア児の家族等とする。

- （1）平塚市内に住所を有する児童
- （2）0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童
- （3）在宅で同居の家族による介護を受けて生活する児童
- （4）医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としている児童

5. 利用時間及び金額

- （1）利用者の自己負担はなし

ただし、利用上限を超える訪問看護費や、訪問看護費の他に発生する費用等（登録料やキャンセル料等）については、訪問看護ステーション等との定めにより利用者が支払う。

- (2) 医療的ケア児1人当たり、年間48時間を上限とする。
 (ただし、年度途中の申請の場合は、利用決定月から3月までの残月数×4時間を限度とする。)
- (3) 市が、委託事業所へ支払う委託料は、訪問看護30分当たり4,500円(30分未満は30分に切上げ)
 医師意見書(訪問看護指示書)の作成経費 1回当たり、3,000円
 医療的ケア児1人につき、年間2回を上限とする。

6. 県内他市の状況

	藤沢市	厚木市	大和市	平塚市
実施方法	委託	登録制	委託	委託
利用時間 利用限度	4h以内/日 48h/年	設定なし 48h/年	設定なし 48h/年	設定なし 48h/年
自己負担	なし	あり	あり	なし
その他	R5.10月開始		R6.3月開始	R6.4月開始

7. 業務委託先

- (1) 特定非営利活動法人ナスクル(令和6年4月1日～)
 ※業務委託先は、順次増やしていく予定です。

平塚市医療的ケア児等コーディネーターに ご相談ください！

どんな人の相談を受けるの？

医療的ケアが必要なお子様や重症心身障害の認定を受けているお子様とご家族が対象です。

医療的ケア児等コーディネーターの役割は？

障害福祉サービスなどの制度に関する情報提供、医療・保健・福祉・教育・保育など相談内容に応じた関係機関のご紹介、関係機関との情報共有など、必要な支援を行います。



どこに相談したらよいか
わからない



今後の成長
発達が心配

きょうだいとの
子育てが心配

どのような福祉
制度や支援が
あるか知りたい

※相談の流れは裏面をご覧ください。

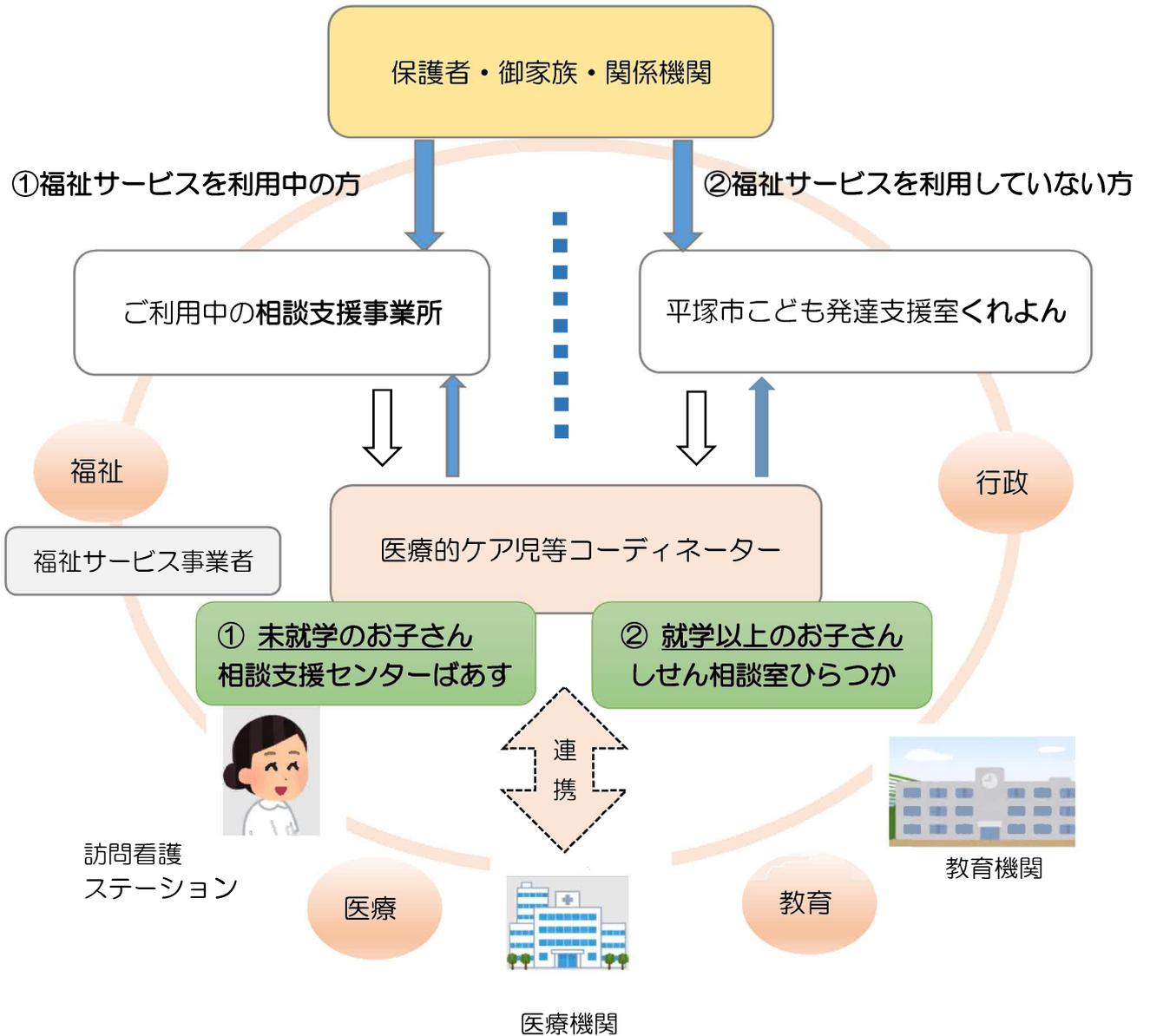
◆医療的ケア児等コーディネーターの配置場所◆

- 未就学のお子さん …特定非営利活動法人よろずやたきの会 相談支援センターばあす
(電話 0463-72-8327)
- 就学以上のお子さん …社会福祉法人至泉会 しせん相談室ひらつか
(電話 0463-37-1776)

※すくすくばあす（看護師）は、医療面等について他のコーディネーターと連携を図り支援します。

相談の流れ

関係機関と協力し、課題解決に向け、支援ネットワークの構築を図ります。



※ご家族から直接コーディネーターにご相談いただくこともできます。

【平塚市医療的ケア児等コーディネーター配置事業についての問い合わせ】
平塚市こども家庭課 こども発達支援室くれよん（電話：0463-32-2738）



の応援団

医療的ケア児等コーディネーター

- 地域生活のコーディネート
- サービス、医療の相談
- 関係機関との連携

くれよん

- 未就学児の発達相談
- 福祉サービスの支給決定
- 関係機関との連絡調整

病院

- 退院調整
- 地域との連携

健康課

- 赤ちゃん訪問
(出産子育て応援ギフト案内)
- 健診、予防接種等の情報提供
- 育児相談

相談支援専門員

- 利用支援計画の作成
- サービスの調整、相談



訪問看護ステーション

- 日々の病状確認、医療ケア
- 入浴・リハビリ等
- 家族支援
- 緊急時の対応

児童発達支援事業所

- お子様への療育支援
- お友達との交流
- 生活相談、発達相談

平塚保健福祉事務所

- 小児医療費助成制度の窓口
- ご家族の心理的支援
- 災害時の備え

保育園・教育機関

- 学習や生活体験
- お友達との交流
- ご家族の心理的支援

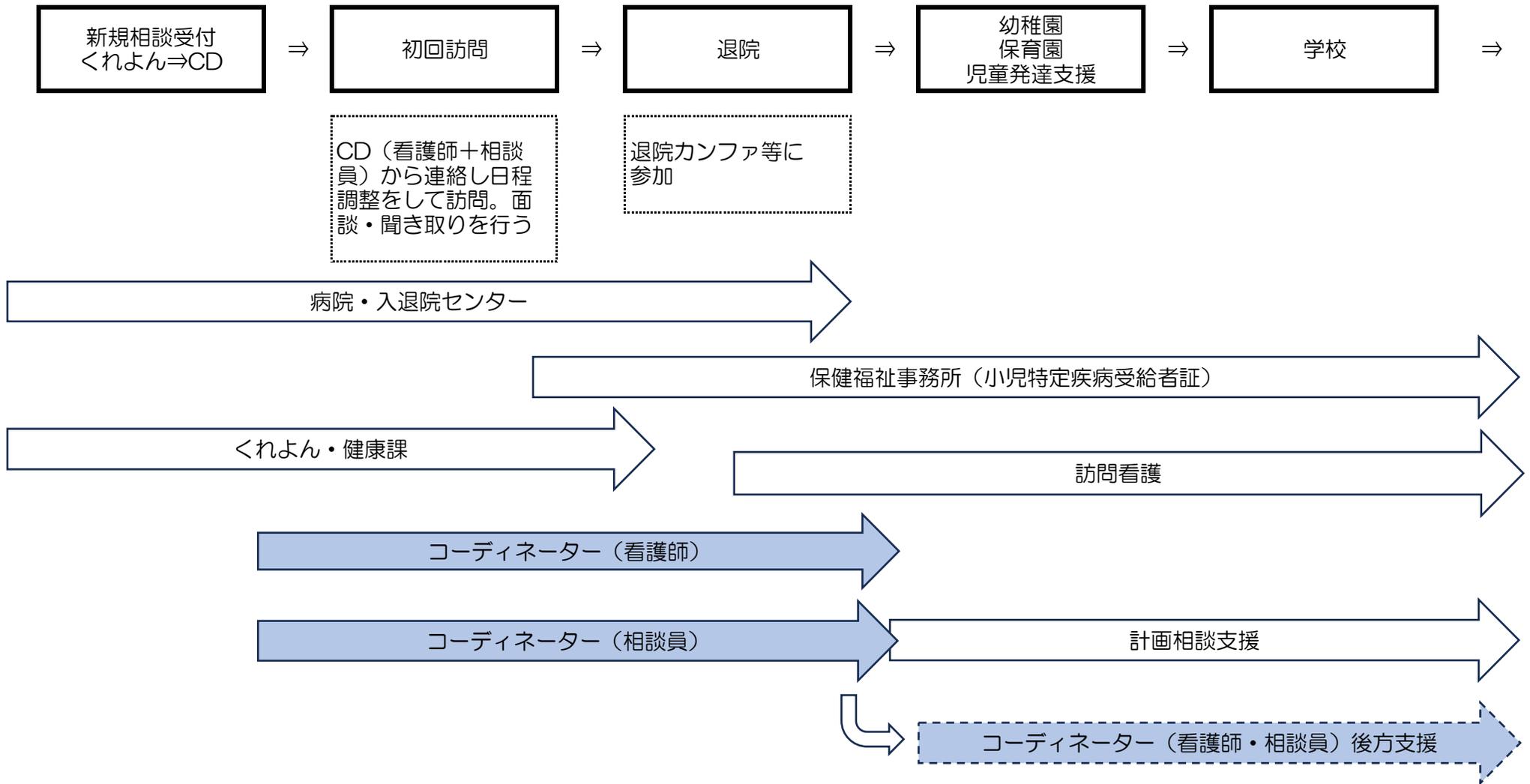
おじいちゃん・おばあちゃん

- 育児の協力
- 緊急連絡

名称	連絡先	備考
医療的ケア児コーディネーター		
医療的ケア児コーディネーター		
平塚市こども発達支援室くれよん		



平塚市医療的ケア児等コーディネーター 新規相談の流れ 関わり方のイメージ



令和6年度平塚市障がい者自立支援協議会こども部会医療的ケア児支援分科会 スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7.1月	2月	3月
分科会 (Web 会議)		23日(木) 10:30～									23日(木) 10:30～	
作業部会	← 必要時 →											
個別会議	← 必要時 →											
座談会 (対面予定)				11日(木) 10:30～							25日(火) 10:30～	
CD連絡会 (対面)	22日(月) 9:30～		25日(火) 9:30～			9日(月) 9:30～		18日(月) 9:30～		20日(月) 9:30～		17日(月) 9:30～

1 分科会

- ・令和6年度は、令和5年度に抽出した課題に対する取り組み状況を共有するとともに、新たに把握した意見等を加えて課題を再整理する。

2 作業部会

- ・具体的な協議事項が発生した際に、必要時に招集して開催する。

3 個別会議

- ・具体的な協議事項が発生した際に、必要時に招集して開催する。

4 座談会

- ・医療的ケア児等コーディネーターを中心として開催

医療的ケア児等の当事者家族の情報交換、状況把握と交流等を目的として実施。座談会で把握した意見等を踏まえ、課題を再整理し、分科会に報告する。

医療的ケア児等支援分科会
座談会



ひなたぼっこ

医療的ケアのあるお子さんや重心のお子さんとその保護者さんが集まる会です。

今回は手仕事をしながらゆったりと日々のあれこれをお話してできるといいなあと思っています♪

ご本人やきょうだい児の保育スペースもありますのでお気軽にご参加ください！

日時：令和6年7月11日（木）

10：30～11：30

場所：こども発達支援室くれよん
「かき・すいか」のお部屋

内容：アロマ虫よけスプレー作り
フリートーク

申込：メールまたは電話

hattatsu@city.hiratsuka.kanagawa.jp

0463-32-2738 くれよん小瀬・池田

主催：平塚市自立支援協議会 こども部会 医療的ケア児等支援分科会

医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケアを必要とするお子さんの保育所受入れについて

令和7年4月に市内の公立保育所へ入所を希望する医療的ケア児のお子さんは、医療的ケアの申込みができます。

事前相談（書類配付）にて、申込の流れの説明や医療的ケア申込に必要な書類をお渡しします。入所を希望する方は、ご相談ください。

受入要件

- ・原則として2歳児クラス以上の児童であること。
- ・保護者の就労等の理由により、保育所等で保育を行うことが必要であると認められること。
- ・病状や健康状態が安定していて、主治医から保育所等で集団保育が可能と判断されていること。
- ・保護者が日常的に行う医療的ケアが確立し、安定した医療的ケアが行われていること。
- ・病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有ができること。
- ・保護者や主治医の同意のもと、保育所等と主治医医療機関が連携を図ることができること。

対応可能な医療的ケアの範囲

- ・経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）
- ・喀痰吸引（気管切開部からの吸引、口腔・鼻腔内吸引）
- ・導尿（一部要介助、完全要介助）
- ・その他医療的ケア
- ・酸素療法（酸素カヌー、酸素マスク）
- ・血糖管理
- ・人工肛門（ストーマ）の管理

受入保育所

平塚市しらすぎ保育園 所在地 東中原 2-14-2
電話 0463-31-2622

受入予定人数

若干名

開放保育

しらすぎ保育園の開放保育で、医療的ケアの申込み前に園の様子等を確認することができます。事前にしらすぎ保育園へ電話連絡の上でお越しください。

【開放保育】 毎週火曜日 午前9時30分から午前11時30分

【事前相談（書類配付）】

医療的ケア児の入所申込を希望される保護者の方を対象に、事前相談を受け付けます。医療的ケア児の受入れに関する基本的事項や手続きの流れ、申込みに当たって必要な書類等についてご案内いたしますので、入所を希望される方はご相談ください。

- ・相談期間 令和6年5月1日（水）～5月31日（金）（土日・祝日を除く）
- ・相談時間 午前8時30分から午後5時まで
- ・相談場所 平塚市保育課（平塚市役所本館 1階 101窓口）
- ・お子さんが障害者手帳を取得されている場合は、ご持参ください。



保育課医療的ケア児ウェブサイト
二次元コードからアクセスできます

【医療的ケアの申込み】

事前相談（書類配付）後、医療的ケアの申込みを受け付けます。申込書類を揃えて窓口へお越しください。

【問合せ先】 平塚市 健康・こども部 保育課 保育担当 電話 0463-21-9612

湘南西部圏域障がい福祉サービス地拠点事業所配置事業 (あんしんネット)について

事業概要

湘南西部圏域の3市3町(平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町・中井町「以下、市町」)が連携して支援体制を強化することで、特別な支援が必要な方や緊急的な支援が必要な方が、地域で安心して暮らせるよう生活をサポートする制度。

具体的には、神奈川県及び3市3町による補助金を活用して、「社会福祉法人至泉会 ソーレ平塚」に常時看護師等を配置することで、重症心身障害者や医療的ケアが必要な方など、他の事業所では受入れが困難な方々に対し、短期入所サービスを提供しています。

対象者

在宅の重症心身障害児者、遷延性意識障害者、高次脳機能障害者、行動障害を有する等であって、市町村及び自立支援協議会等で通常のサービス事業者では対応が困難であると認めたもの。

利用条件

- ・市町より「障害福祉サービス受給者証(短期入所)」の交付を受けていること
- ・他に短期入所で受入れ可能な事業所がないこと(療養介護、医療型短期入所は除く)
- ・市町及び湘南西部圏域あんしんネット支援協議会において承認を得ている(または得る)こと。
- ・ソーレ平塚と短期入所利用契約を結んでいること

人員配置

- ・生活支援員 1名 ・看護師 1名
- 原則24時間365日受入れ可能体制を維持しています。

利用定員

- ・短期入所用居室6部屋のうち2部屋があんしんネット対象者用となっています。

湘南西部圏域あんしんネット支援協議会とは

- ・ソーレ平塚,3市3町,神奈川県障害サービス課,圏域自立支援協議会事務局(圏域ナビ 丹沢自律生活支援センター)で構成
- ・事務局は平塚市障がい福祉課
- ・利用対象者の選定や、支援体制の検討を行っています。
- ・年3~4回開催(予定)

あんしんネット利用までの流れ

①通常の流れ	②緊急時等、協議会を待てない場合の流れ
利用希望者や事業所等から市町もしくはソーレ平塚へ登録の相談 ↓ 市町とソーレ平塚で利用可否の確認 市町：利用要件の確認 ※どちらが先でも可 ソーレ：利用者面接等により受入れが可能か確認(障がい特性・医療的ケアなど) ↓ 利用希望者は市町にあんしんネット利用申込み ↓ 市町から協議会にかけ、了承を得る ↓ 市町にサービス支給申請を行い、短期入所の支給決定を受ける ↓ 本人とソーレが短期入所契約 ↓ ★利用開始(必要に応じてお試してから) ソーレ平塚から市町に報告(契約時点)	利用希望者や事業所等から市町もしくはソーレ平塚へ登録の相談 ↓ 市町とソーレ平塚で利用可否の確認 市町：利用要件の確認 ※どちらが先でも可 ソーレ：利用者面接等により受入れが可能か確認(障がい特性・医療的ケアなど) ↓ 利用希望者は市町にあんしんネット利用申込みとサービス支給申請を行い、短期入所の支給決定を受ける ↓ 本人とソーレが短期入所契約 ↓ ★利用開始(必要に応じてお試してから) ソーレ平塚から市町に報告(契約時点) ↓ 市町が協議会で報告し、事後承認

相談支援事業所の皆様へ

- あんしんネットの制度は平成23年度よりスタートしましたが、この制度を知らない方も多くいらっしゃいます。身近に受入れ先の事業所がなく困っている方がいらっしゃいましたらぜひご紹介ください。
- もしものとき、緊急時の受入れを行うためには、普段からその方の障がい特性を把握しておく必要があります。予めあんしんネットに登録をして、定期的に利用しておくことで、緊急時の受入先を作ることが出来ます。(利用者の費用負担は通常の短期入所と同様ですので、登録自体にデメリットはありません)
- 令和5年度から医療的ケア児の受入れも視野に入れて活動しています。施設自体は成人向けのため、ケースバイケースとなりますが、特に15歳～18歳のお子様について、ご検討ください。

この場合って使えるのかな・・・？迷ったときはご相談を！

湘南西部圏域あんしんネット支援協議会
平塚市担当 障がい福祉課 西谷・麻野